

令和4年3月10日  
生活支援部医療保険課

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

### 1 協議の理由

東京都後期高齢者医療に係る令和4・5年度の保険料改定にあたっては、都広域連合及び関係区市町村が協議の上、これまでに引き続き、関係区市町村の一般財源の負担による保険料軽減対策を講じることとした。一般財源での負担については、都広域連合規約に規定されており、令和4・5年度分の保険料軽減対策について、規約の一部を変更するもの。

規約の変更は、地方自治法の規定により、関係区市町村の協議によりこれを定め、都知事あて届出を行うものであり、本協議については、関係区市町村の議会の議決を経る必要がある。

### 2 規約変更の概要

令和4・5年度の2年間の時限措置として、下記項目について、関係区市町村の一般会計からの負担割合を100%とする規約を附則に規定する。

- (1) 審査支払手数料相当額
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額
- (3) 保険料未収金補填分相当額
- (4) 保険料所得割額減額分相当額
- (5) 葬祭費相当額

### 3 施行期日（都広域連合規約）

令和4年4月1日

[参考]令和4・5年度保険料率

	R4・5年度	軽減対策なし	比較増減
均等割額	46,400円	48,900円	△2,500円（△5.1%）
所得割率	9.49%	10.20%	△0.71P（△7.0%）
一人当たり 平均保険料額	104,842円	110,719円	△5,877円（△5.3%）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和2年度分及び令和3年度分の第18条第1項第1号</u>に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分の第18条第1項第1号</u>に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、</p>	<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、</p>								

市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額について

市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額について

ては、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2（略）

ては、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附則（令和4年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2（略）

## 令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率について

### 【保険料率】

	R4・5年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	46,400円	44,100円	2,300円	5.20%
所得割率	9.49%	8.72%	0.77P	8.80%
一人当たり 平均保険料額	104,842円	101,053円	3,789円	3.70%

### <保険料算定の設定条件>

- 被保険者数は、令和4年度を166.4万人、令和5年度を173.0万人と推計。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去4か年（H29～R2）の伸び率から、0.78%と推計。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知により11.72%と設定。
- 所得係数は、1.59と設定。均等割額と所得割額の賦課割合は、38.61：61.39となる。
- 所得の伸び率は、（R元～R3の3か年の実績の平均から）-1.20%と推計。
- 令和2・3年度の財政収支に係る剰余金を187億円として計上。
- 区市町村の保険料予定収納率を過去の実績を踏まえ98.50%と想定。
- 特別対策219億円（葬祭費87億円・審査支払71億円・未収金補填61億円）及び所得割軽減4.5億円を実施。
- 賦課限度額を66万円と設定。
- 窓口負担2割実施の影響  
令和4年10月より窓口2割負担が導入されることになったことから、医療給付費は2年間で約14.7億円が削減されると推計しており、一人当たりの平均保険料額も600円引き下げられた。

### 【保険料軽減対策区市町村負担】

○4項目の特別対策	計	219億円	区市町村負担金合計 224億円（2年間）
・葬祭事業		約87億円	
・審査支払手数料		約71億円	
・財政安定化基金拠出金		0円	
・保険料未収金補填		約61億円	
○所得割独自軽減		約4.5億円	

### 【保険料額比較】

※公的年金収入のみの単身者で試算

公的年金 収入額	軽減割合				保険料額（年額）		
	均等割額 （国政令基準）		所得割額 （都独自軽減）		R3年度	R4・5年度	増加額 （年額）
	R3	R4・5	R3	R4・5			
80万円	7割	7割	—	—	13,200円	13,900円	700円
168万円	7割	7割	50%	50%	19,700円	21,000円	1,300円
173万円	5割	5割	25%	25%	35,100円	37,400円	2,300円
195万円	5割	5割	—	—	58,600円	63,000円	4,400円
219万円	2割	2割	—	—	92,800円	99,700円	6,900円
240万円	—	—	—	—	119,900円	128,900円	9,000円
950万円	—	—	—	—	640,000円	660,000円	20,000円